【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月13日
【計算期間】	第4計算期間 （自　平成26年4月15日　至　平成27年4月13日）
【ファンド名】	ネット証券専用ファンドシリーズ　新興国中小型株ファンド
【発行者名】	ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　西　惠正
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	上野　圭子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-3287-3110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①当ファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

②当ファンドの信託金限度額は、2,000億円とします。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

＜ファンドの特色＞

① 主として、今後の成長が期待できる新興国(*)の中小型株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目的として、積極的な運用を行います。

- 株式(DR(預託証券)を含みます。)の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(*)新興国とは、経済が発展段階にあり今後さらに経済成長が期待される国々あるいは地域をいいます。

② 運用にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)(以下、「FT社」といいます。)の投資助言を活用し、「低ボラティリティ運用戦略(*)」に基づき銘柄を選定します。

(*)「低ボラティリティ運用戦略」とは、"最小分散ポートフォリオ理論"を活用した運用戦略のことをいい、変動率(ボラティリティ)がなるべく小さいポートフォリオを構築することで、時価総額のウェイトで保有するポートフォリオよりも高い投資効率(リスク調整後リターン)を追求します。

③ さらにFT社とDIAMが共同開発した「マルチファクターモデル(*)」を活用し投資魅力度に応じた投資比率とすることで、超過収益の獲得をめざします。

(*)「マルチファクターモデル」とは、バリューファクター(要因)やグロースファクター(要因)等を活用することで、値上がり期待の高い銘柄を選別する独自の計量モデルです。

運用プロセス

○「低ボラティリティ運用戦略」と「マルチファクターモデル」を組み合わせてポートフォリオを構築します。

2015年4月現在

MSCIエマージング・マーケット・中小型株インデックスは、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

"低ボラティリティ運用戦略"とは

ボラティリティ*の小さい銘柄を中心にポートフォリオ（最小分散ポートフォリオ）を構築し、ポートフォリオ全体のボラティリティを極力小さくすることによって投資効率の向上を図る戦略です。

*ボラティリティとは価格の変動性をさし、「ボラティリティが大きい」とは価格の変動率が大きくリスクが高いことを示します。

【各運用手法によるリターン・リスク例（イメージ）】

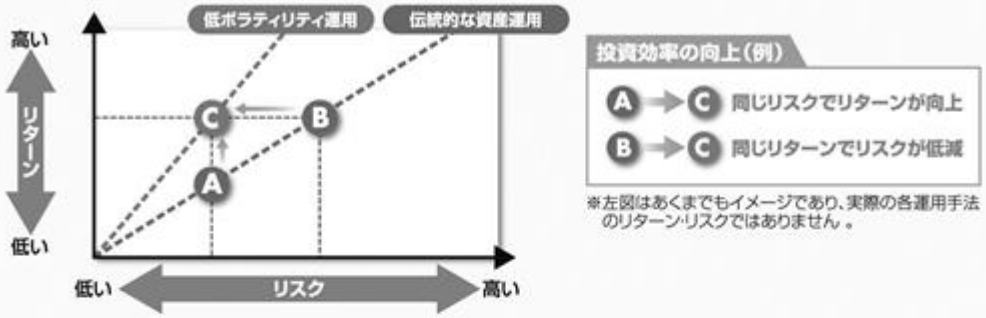

※左図はあくまでもイメージであり、実際の各運用手法のリターン・リスクではありません。

※上記は「低ボラティリティ運用戦略」をご理解いただくためのものであり、当ファンドの将来の運用成果を保証・示唆するものではありません。また、実際の状況と異なる場合があり、伝統的な資産運用に対する低ボラティリティ運用の優位性を保証するものでもありません。

"マルチファクターモデル"とは

多数の銘柄の価格変動に共通した複数の要因（マルチファクター）で計量分析することで、個別銘柄のリターンを分解・説明するモデルです。
当ファンドはこのモデルを活用し、最小分散ポートフォリオを上回る収益の獲得をめざします。

【各運用手法によるリターン・リスク例（イメージ）】

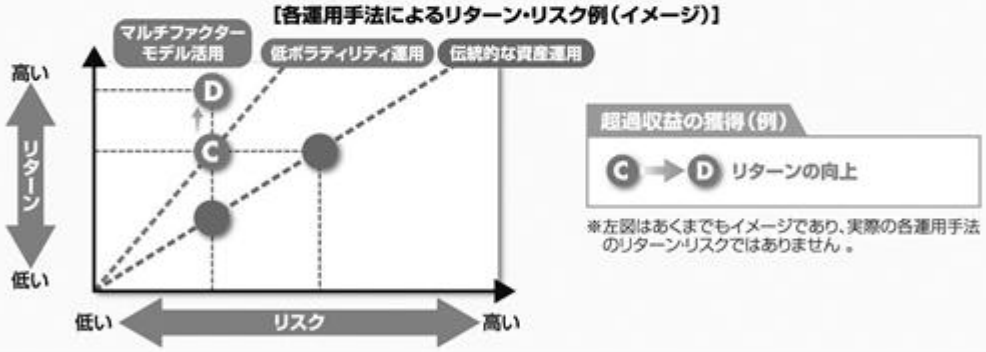

※左図はあくまでもイメージであり、実際の各運用手法のリターン・リスクではありません。

※上記は「マルチファクターモデル」をご理解いただくためのものであり、当ファンドの将来の運用成果を保証・示唆するものではありません。また、実際の状況と異なる場合があり、最小分散ポートフォリオに対する超過収益を保証するものでもありません。

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社（FT社）について

- FT社は数理科学をベースとした総合リスク管理やデリバティブズおよび投資・運用手法などの金融技術の開発を総合的に行う会社です。
- 資産運用に関連した業務としては、先端的な金融工学技術を活用し、精緻なリスク制御手法に基づいて資産運用商品の開発、コンサルティング、投資助言などを行なっています。

分配方針

年1回の決算時（毎年4月13日（休業日の場合は翌営業日。））に、経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。
・将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

○商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○商品分類定義

※単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

※投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※投資対象資産

「株式」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
株式	**年1回**	**グローバル**	
一般		**（　　）**	
大型株	**年2回**		
中小型株		**日本**	
	年4回		
債券		**北米**	**あり**
一般	**年6回**		**（　　）**
公債	**（隔月）**	**欧州**	
社債			
その他債券	**年12回**	**アジア**	
クレジット属性	**（毎月）**		
（　　）		**オセアニア**	
	日々		
不動産投信		**中南米**	**なし**
	その他		
その他資産	**（　　）**	**アフリカ**	
（　　）			
		中近東	
資産複合		**（中東）**	
（　　）			
資産配分固定型		**エマージング**	
資産配分変更型			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

※投資対象資産

「株式・中小型株」とは目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。

※決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

※投資対象地域

「エマージング」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

※為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、対円での為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※上記の分類は、一般社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（http：//www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（２）【ファンドの沿革】

平成23年7月22日　　信託契約締結、当初設定日、ファンドの運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

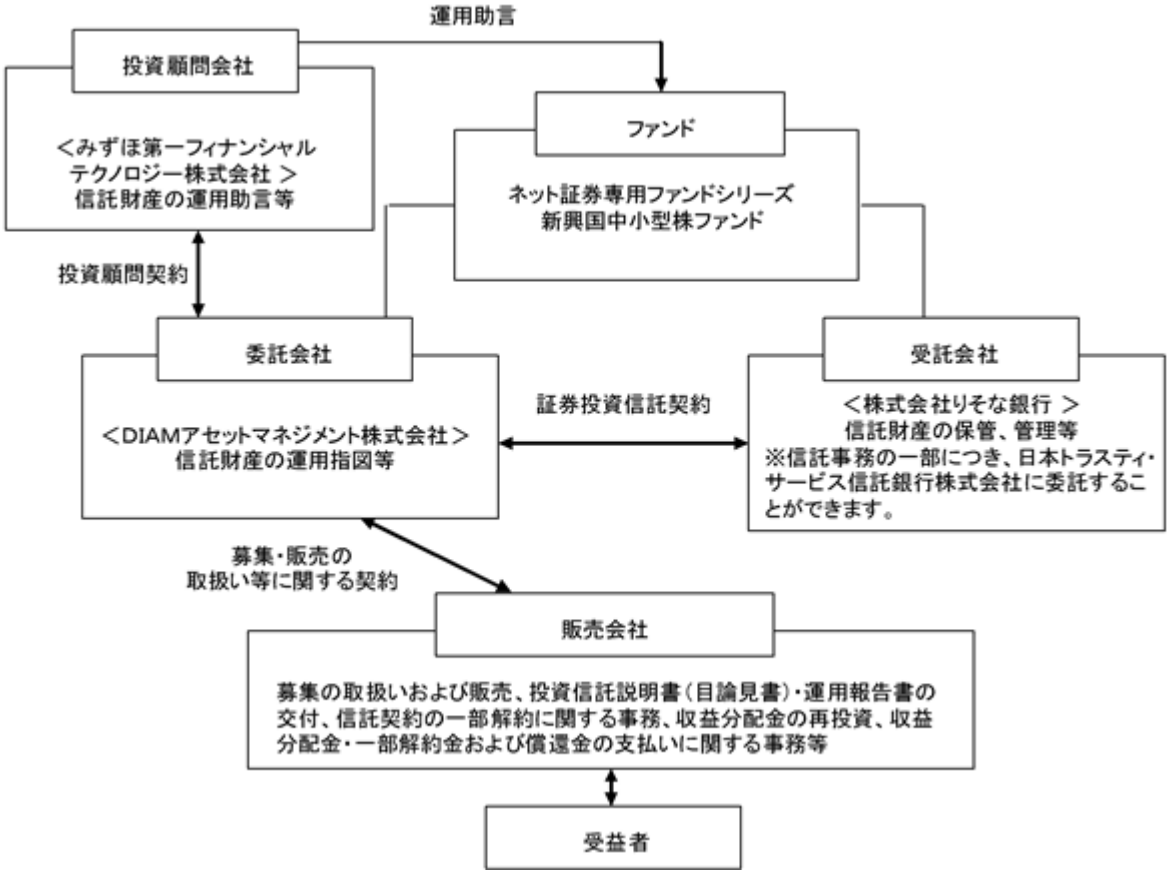

・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドにかかる証券投資信託契約を締結しております。
当該契約の内容は、当ファンドの運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。
当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資顧問契約」の概要

委託会社と投資顧問会社（みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社）との間においては、当ファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものであります。

●当ファンドの投資方法●

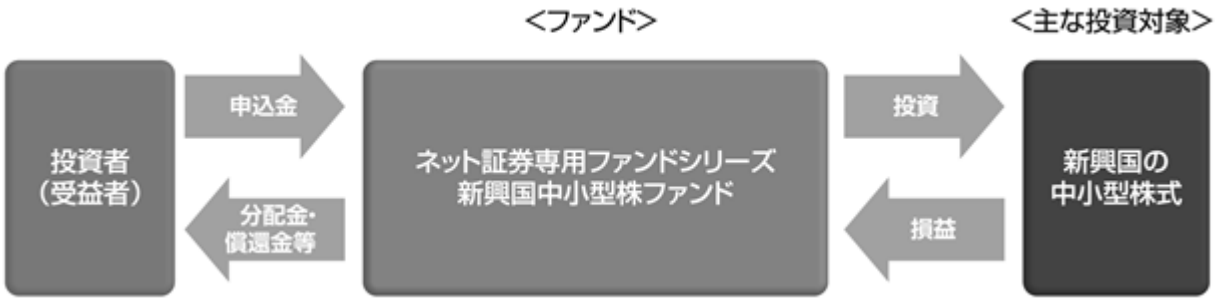

○委託会社の概況

名称：ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

①資本金の額

20億円（平成27年4月30日現在）

②委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更

③大株主の状況

（平成27年4月30日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜基本方針＞

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

＜投資対象＞

新興国の中小型株式を主要投資対象とします。

＜投資態度＞

①主として、今後の成長が期待できる新興国(*)の中小型株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目的として、積極的な運用を行います。

(*)新興国とは、経済が発展段階にあり今後さらに経済成長が期待される国々あるいは地域をいいます。

②株式（ＤＲ（預託証券）を含みます。）の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市況動向の急激な変化が生じたとき等やむを得ない事情が発生した場合には、株式組入比率を引き下げる場合があります。

③組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

④運用にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の投資助言も活用します。

⑤上記にかかわらず、ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。また純資産総額が一定金額以下の場合には投資対象銘柄全てに投資することができないなど、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類（約款第16条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。)

ハ.金銭債権

ニ.約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲等（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証書

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、振替投資法人債を含みます。）

8．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9．協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10.資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11.コマーシャル・ペーパー

12.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～12.の証券または証書の性質を有するもの

14.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。)

15.投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16.外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17.オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

18.預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19.外国法人が発行する譲渡性預金証書

20.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

21.抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

22.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23.外国の者に対する権利で22.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、13.ならびに18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から7.までの証券および13.ならびに18.の証券または証書のうち2.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14.の証券および15.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③運用の指図範囲等（約款第17条第2項）

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6．外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

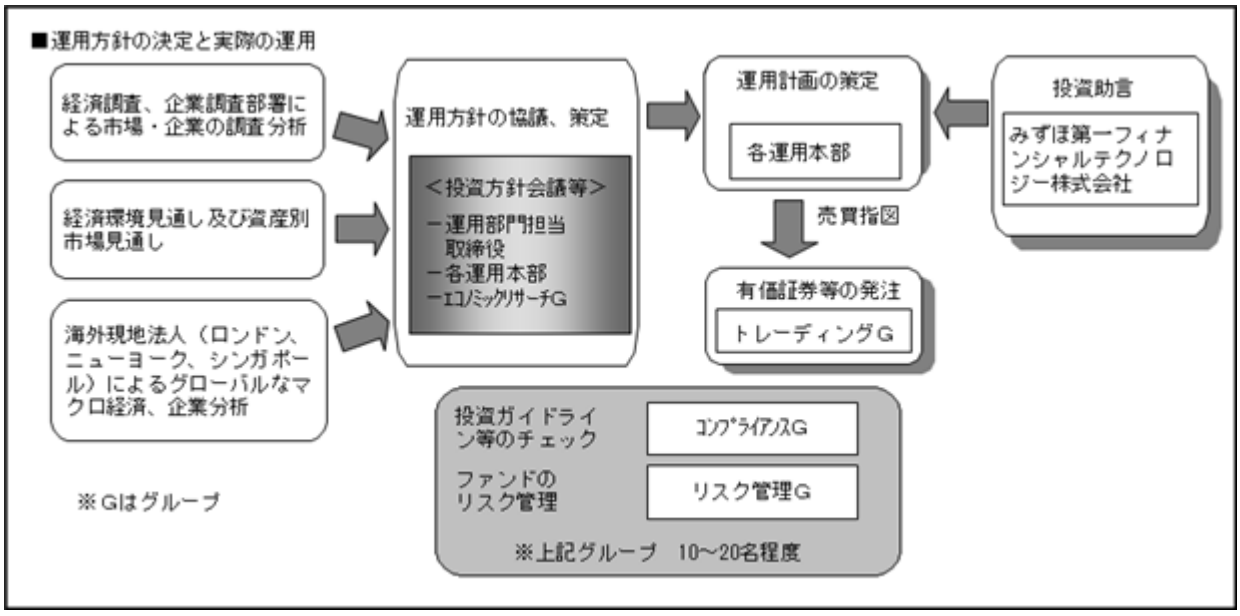

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用本部の運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。

「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等に加え、投資助言先から得られた情報も参考にされます。

国内債券の発注は、債券運用本部で執行されます。それ以外の個別の有価証券等の発注は、運用部門から独立したトレーディンググループで執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループにて行われます。ファンドのリスク管理や分析については、リスク管理グループにて行われます。

当ファンドは、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社の運用助言を受けます。

※上記体制は平成27年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

①収益分配方針

毎決算時（原則として毎年4月13日。休業日の場合は翌営業日。）に以下の方針に基づき収益分配を行います。

(1)分配対象額の範囲

経費控除後の利子配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2)分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

(3)留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配方式

(1)信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1)配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「利子配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2)売買損益に評価損益を加減した額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある時はその全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

(2)毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いします。

「分配金自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

①株式への投資割合には制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

②同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

④新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

⑤投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法(3)投資制限）

⑥外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑦非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。（約款「運用の基本方針」2.運用方法（3）投資制限）

⑧投資する株式等の範囲（約款第20条）

1）委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

2）上記1）の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑨信用取引の指図範囲（約款第22条）

1）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

2）上記1)の信用取引の指図は、次の1.～6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2．株式分割により取得する株券
3．有償増資により取得する株券
4．売り出しにより取得する株券
5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6．信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(上記5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑩先物取引等の運用指図（約款第23条）

1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

2)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

3)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑪スワップ取引の運用指図（約款第24条）

1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を

一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

2)スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3)スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

4)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第25条）

1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

2)金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3)金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4)委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬デリバティブ取引等にかかる投資制限（約款第25条の2）

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑭有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1.～2.の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

2)上記1)1.～2.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受け入れの指図を行うものとします。

⑮特別の場合の外貨建資産への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯外国為替予約の指図（約款第28条）

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

⑰資金の借入れ（約款第34条）

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

3)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

4)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑱同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

３【投資リスク】

＜基準価額の主な変動要因＞

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。
※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

○株価変動リスク

当ファンドは株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。新興国株は、先進国株に比べ株価変動リスクが大きくなる傾向があります。また中小型株式は株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

○為替リスク

当ファンドは、組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。新興国通貨に投資する場合、先進国通貨に比べ為替リスクが大きくなる傾向があります。

○信用リスク

当ファンドが投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。新興国株に投資する場合、先進国株に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。

○個別銘柄選択リスク

当ファンドは、個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも当ファンドの基準価額は下がる場合があります。

○流動性リスク

当ファンドにおいて有価証券等を売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。新興国株に投資する場合、先進国株に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。

○カントリーリスク

当ファンドが投資を行う通貨や株式の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や株式市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの

種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や株式市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

＜分配金に関する留意点＞

○収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

○受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。

○分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

＜その他の留意点＞

○当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

○ファンドの資金動向、市況動向等に急激な変化が生じた場合等、やむを得ない事情が発生した場合には、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。また純資産総額が一定金額以下の場合には投資対象銘柄全てに投資することができないなど、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

○当ファンドは受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

○注意事項

- **当ファンドは、株式などの値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。**
- **投資信託は、預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。**
- **投資信託は、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。**
- **投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。**

＜運用評価・運用リスク管理体制＞

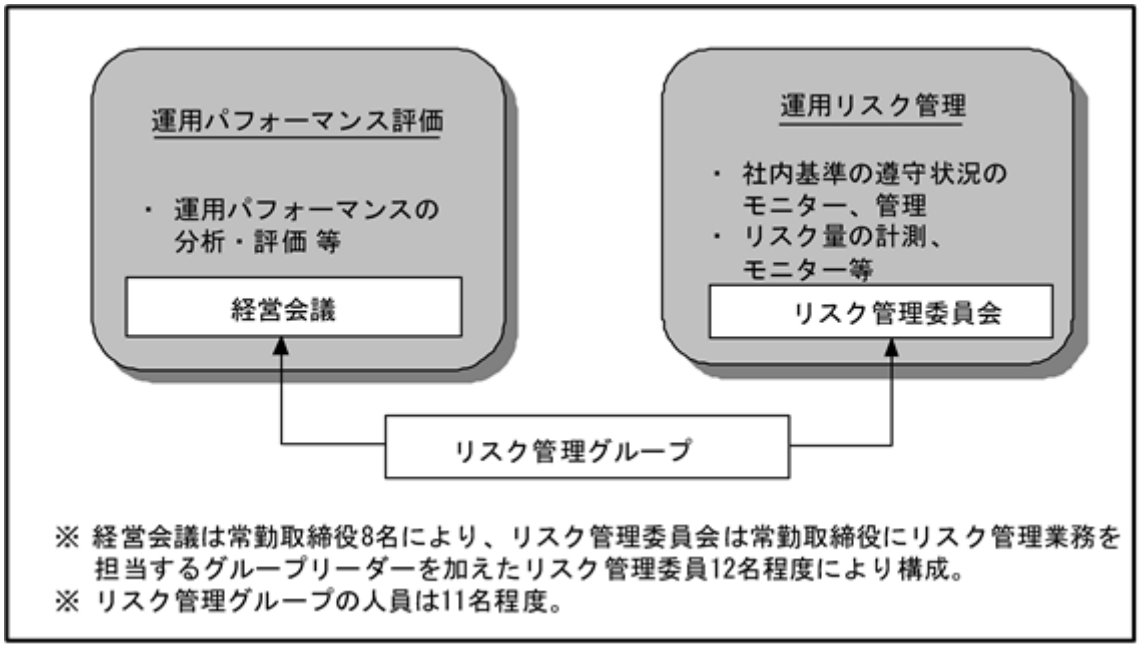

運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。
運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

※上記体制は平成27年4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（参考情報）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

＊ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。
＊ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

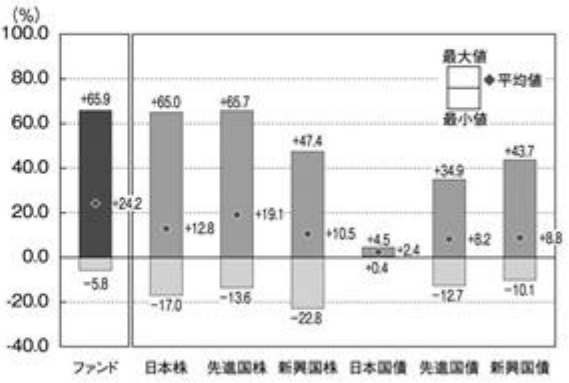

ファンド:2012年7月～2015年4月
代表的な資産クラス:2010年5月～2015年4月

＊上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

＊各資産クラスの指数
日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株…MSCIコクサイ・インデックス(円ベース、配当込み)
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(円ベース、配当込み)
日本国債…NOMURA－BPI国債
先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しています。

●「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社東京証券取引所(㈱東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、㈱東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、㈱東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
●「MSCIコクサイ・インデックス」「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に属しており、また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
●「シティ世界国債インデックス」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・インデックスLLCに帰属します。
●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

ありません。

（2）【換金（解約）手数料】

ありません。

（3）【信託報酬等】

ファンドの日々の純資産総額に対して年率2.052%（税抜1.90%）

信託報酬の配分（税抜）		主な役務
委託会社	年率0.93%	委託した資金の運用の対価
販売会社	年率0.93%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	年率0.04%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

※信託報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに信託報酬にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

※委託会社の信託報酬には、当ファンドにかかる投資顧問報酬が含まれます。

◆税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

（4）【その他の手数料等】

・信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

・その他の費用

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。

①信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立て替えた立替金の利息および借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用は、受益者の負担とし、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産から支払われます。

③有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

※上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②換金（解約）時および償還時

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

換金（解約）時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※平成28年1月1日以降、上記の損益通算の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

※少額投資非課税制度「ＮＩＳＡ（ニーサ）」がご利用になれます。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間100万円（平成28年1月1日以降、年間120万円）の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、平成28年4月1日より、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（ジュニアＮＩＳＡ）が開始され、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となる予定です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※上記は、平成27年4月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

＜個別元本について＞

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。
なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

（１）【投資状況】

平成27年4月30日現在

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		1,398,715,161	95.40
	内　韓国	245,533,478	16.75
	内　中国	176,331,697	12.03
	内　インド	163,897,735	11.18
	内　台湾	136,774,668	9.33
	内　ケイマン諸島	129,108,757	8.81
	内　南アフリカ	126,881,278	8.65
	内　マレーシア	77,490,210	5.29
	内　フィリピン	76,570,647	5.22
	内　メキシコ	65,798,007	4.49
	内　タイ	44,419,137	3.03
	内　インドネシア	38,105,802	2.60
	内　香港	37,887,177	2.58
	内　バミューダ	22,452,752	1.53
	内　ブラジル	21,990,974	1.50
	内　ポーランド	17,237,140	1.18
	内　トルコ	11,146,582	0.76
	内　ハンガリー	7,089,120	0.48
投資信託受益証券		20,646,527	1.41
	内　マレーシア	20,646,527	1.41
投資証券		24,481,190	1.67
	内　香港	13,323,800	0.91
	内　トルコ	5,639,760	0.38
	内　南アフリカ	5,517,630	0.38
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		22,257,191	1.52
純資産総額		1,466,100,069	100.00

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
（注2）資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

平成27年4月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率(%) 償還日	投資比率
1	MAKALOT INDUSTRIAL CO LTD 台湾	株式 繊維・アパレル・贅沢品	21,000	881.39 18,509,279	924.71 19,419,015	－ －	1.32%
2	NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD ケイマン諸島	株式 自動車部品	130,000	137.42 17,865,020	132.62 17,241,120	－ －	1.18%
3	CHINASOFT INTERNATIONAL LTD ケイマン諸島	株式 情報技術サービス	246,000	70.76 17,407,821	68.00 16,728,123	－ －	1.14%
4	VISTA LAND & LIFESCAPES INC フィリピン	株式 不動産管理・開発	801,300	21.78 17,459,525	20.57 16,489,552	－ －	1.12%
5	KEPCO PLANT SERVICE & ENGINEERING CO LTD 韓国	株式 商業サービス・用品	1,460	10,770.39 15,724,778	10,680.11 15,592,975	－ －	1.06%
6	AVI LTD 南アフリカ	株式 食品	18,674	813.75 15,196,098	821.12 15,333,781	－ －	1.05%
7	GRUMA SAB DE CV メキシコ	株式 食品	10,500	1,566.80 16,451,490	1,450.06 15,225,657	－ －	1.04%
8	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 医薬品	71,000	214.72 15,245,281	211.21 14,996,336	－ －	1.02%
9	GIANT MANUFACTURING 台湾	株式 レジャー用品	14,000	1,168.17 16,354,513	1,028.33 14,396,620	－ －	0.98%
10	ZYDUS WELLNESS LTD インド	株式 食品	7,800	1,926.31 15,025,290	1,810.33 14,120,624	－ －	0.96%
11	GRUPO AEROPORTUARIO DEL PACIFICO SAB DE CV メキシコ	株式 運送インフラ	16,000	788.56 12,617,100	874.90 13,998,425	－ －	0.95%
12	GUJARAT PIPAVAV PORT LTD インド	株式 運送インフラ	33,500	469.47 15,727,446	417.78 13,995,780	－ －	0.95%
13	CJ FRESHWAY CORP 韓国	株式 食品・生活必需品小売り	2,500	5,658.12 14,145,300	5,529.78 13,824,450	－ －	0.94%
14	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST 香港	投資証券 －	200,000	68.06 13,612,463	66.61 13,323,800	－ －	0.91%
15	FIRST PHILIPPINE HOLDINGS CORP フィリピン	株式 電力	52,000	266.31 13,848,120	250.17 13,008,840	－ －	0.89%

16	JOLLIBEE FOODS CORP フィリピン	株式 ホテル・レストラン・レジャー	24,000	583.73 14,009,520	540.69 12,976,560	－ －	0.89%
17	SINO BIOPHARMACEUTICAL ケイマン諸島	株式 医薬品	92,000	140.06 12,885,549	137.99 12,695,678	－ －	0.87%
18	KOREA ELECTRIC TERMINAL CO LTD 韓国	株式 電気設備	1,500	8,759.51 13,139,279	8,258.40 12,387,600	－ －	0.84%
19	PEAK SPORT PRODUCTS CO LTD ケイマン諸島	株式 繊維・アパレル・贅沢品	300,000	39.61 11,883,980	40.83 12,249,300	－ －	0.84%
20	SINO-OCEAN LAND HOLDINGS LTD 香港	株式 不動産管理・開発	130,000	86.67 11,267,542	94.09 12,232,415	－ －	0.83%
21	BUKWANG PHARMACEUTICAL CO LTD 韓国	株式 医薬品	4,400	2,795.58 12,300,552	2,750.94 12,104,136	－ －	0.83%
22	YUEXIU TRANSPORT INFRASTRUCTURE LTD バミューダ	株式 運送インフラ	136,000	83.23 11,319,568	88.56 12,045,452	－ －	0.82%
23	HANSOL CHEMICAL CO LTD 韓国	株式 化学	1,500	6,842.54 10,263,810	7,923.60 11,885,400	－ －	0.81%
24	EASTERN COMMUNICATIONS CO LTD 中国	株式 通信機器	100,000	89.72 8,972,600	118.76 11,876,200	－ －	0.81%
25	JIANGSU EXPRESS 中国	株式 運送インフラ	72,000	165.31 11,902,875	164.85 11,869,848	－ －	0.81%
26	SPAR GROUP LTD/THE 南アフリカ	株式 食品・生活必需品小売り	6,200	1,998.28 12,389,367	1,908.29 11,831,422	－ －	0.81%
27	FRANSHION PROPERTIES CHINA LTD 香港	株式 不動産管理・開発	250,000	42.58 10,645,672	46.35 11,589,250	－ －	0.79%
28	QUALITY HOUSES PCL-NVDR タイ	株式 不動産管理・開発	1,043,000	12.10 12,621,492	11.07 11,553,519	－ －	0.79%
29	MUHAK CO LTD 韓国	株式 飲料	2,722	5,133.59 13,973,659	4,224.05 11,497,891	－ －	0.78%
30	GREEN CROSS CORP/SOUTH KOREA 韓国	株式 バイオテクノロジー	570	20,900.48 11,913,278	20,032.20 11,418,354	－ －	0.78%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成27年4月30日現在

種類	投資比率
株式	95.40%
投資信託受益証券	1.41%
投資証券	1.67%
合計	98.48%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

平成27年4月30日現在

業種	国内/外国	投資比率
医薬品	外国	8.35%
運送インフラ		7.28%
食品		6.72%
食品・生活必需品小売り		4.97%
不動産管理・開発		4.47%
ホテル・レストラン・レジャー		4.13%
繊維・アパレル・贅沢品		3.86%
化学		3.55%
電子装置・機器・部品		3.50%
半導体・半導体製造装置		3.33%
保険		2.66%
商業銀行		2.54%
ヘルスケア・プロバイダー／ヘルスケア・サービス		2.28%
情報技術サービス		2.27%
自動車部品		2.07%
通信機器		2.05%
電気設備		1.93%
電力		1.92%
商業サービス・用品		1.88%
陸運・鉄道		1.63%
消費者金融		1.62%
専門小売り		1.46%
独立系発電事業者・エネルギー販売業者		1.41%
各種金融サービス		1.28%
飲料		1.24%
家庭用耐久財		1.21%
ヘルスケア機器・用品		1.12%
パーソナル用品		1.01%
水道		0.99%
レジャー用品		0.98%
機械		0.98%
旅客航空輸送業		0.98%
各種電気通信サービス		0.90%
容器・包装		0.90%
複合小売り		0.87%
資本市場		0.79%
バイオテクノロジー		0.78%
ライフサイエンス・ツール／サービス		0.75%

ガス	0.74%
建設資材	0.66%
海運業	0.53%
ソフトウェア	0.47%
不動産投資信託	0.45%
家庭用品	0.39%
紙製品・林産品	0.34%
コングロマリット	0.33%
建設・土木	0.28%
コンピュータ・周辺機器	0.28%
無線通信サービス	0.28%
合計	95.40%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（平成27年4月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 （分配落） （百万円）	純資産総額 （分配付） （百万円）	１口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	１口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成24年4月13日)	1,062	1,062	0.9620	0.9620
第2計算期間末 (平成25年4月15日)	1,360	1,587	1.2022	1.4022
第3計算期間末 (平成26年4月14日)	1,093	1,194	1.0778	1.1778
第4計算期間末 (平成27年4月13日)	1,311	1,529	1.2050	1.4050
平成26年4月末日	1,163	－	1.0832	－
5月末日	1,172	－	1.0966	－
6月末日	1,188	－	1.1103	－
7月末日	1,206	－	1.1444	－
8月末日	1,231	－	1.1845	－
9月末日	1,291	－	1.2222	－
10月末日	1,285	－	1.2135	－
11月末日	1,371	－	1.3112	－
12月末日	1,355	－	1.2982	－
平成27年1月末日	1,393	－	1.3274	－
2月末日	1,427	－	1.3408	－
3月末日	1,442	－	1.3482	－
4月末日	1,466	－	1.2058	－

②【分配の推移】

	１口当たりの分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.2000
第3計算期間	0.1000
第4計算期間	0.2000

③【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△3.8
第2計算期間	45.8
第3計算期間	△2.0
第4計算期間	30.4

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額10,000円（1万口当たり）を用いております。
なお、小数点以下２桁目を四捨五入し、小数点以下１桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間	1,458,120,918	354,082,598
第2計算期間	622,525,090	594,527,930
第3計算期間	779,355,865	896,993,433
第4計算期間	418,465,588	344,573,871

（注1） 本邦外における設定及び解約はございません。

（注2） 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

＜＜参考情報＞＞

データの基準日:2015年4月30日

基準価額・純資産の推移

〈設定日(2011年7月22日)～2015年4月30日〉

※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものとして計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2011年7月22日)
※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第1期	(2012.04.13)	0円
第2期	(2013.04.15)	2,000円
第3期	(2014.04.14)	1,000円
第4期	(2015.04.13)	2,000円
設定来累計		5,000円

(注)分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

(注)投資比率(%)は純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、当該資産の発行体の国または地域別です。

ポートフォリオの状況

資産の種類		投資比率(%)
株式		95.40
	内　韓国	16.75
	内　中国	12.03
	内　インド	11.18
	内　台湾	9.33
	内　ケイマン諸島	8.81
	内　その他	37.30
投資信託受益証券		1.41
	内　マレーシア	1.41
投資証券		1.67
	内　香港	0.91
	内　トルコ	0.38
	内　南アフリカ	0.38
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		1.52
純資産総額		100.00

組入上位5業種(外国株式)

順位	業種	投資比率
1	医薬品	8.35%
2	運送インフラ	7.28%
3	食品	6.72%
4	食品・生活必需品小売り	4.97%
5	不動産管理・開発	4.47%

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	発行体の国/地域	業種	投資比率
1	MAKALOT INDUSTRIAL CO LTD	株式	台湾	繊維・アパレル・贅沢品	1.32%
2	NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	株式	ケイマン諸島	自動車部品	1.18%
3	CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	株式	ケイマン諸島	情報技術サービス	1.14%
4	VISTA LAND & LIFESCAPES INC	株式	フィリピン	不動産管理・開発	1.12%
5	KEPCO PLANT SERVICE & ENGINEERING CO LTD	株式	韓国	商業サービス・用品	1.06%
6	AVI LTD	株式	南アフリカ	食品	1.05%
7	GRUMA SAB DE CV	株式	メキシコ	食品	1.04%
8	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS LTD	株式	ケイマン諸島	医薬品	1.02%
9	GIANT MANUFACTURING	株式	台湾	レジャー用品	0.98%
10	ZYDUS WELLNESS LTD	株式	インド	食品	0.96%

年間収益率の推移

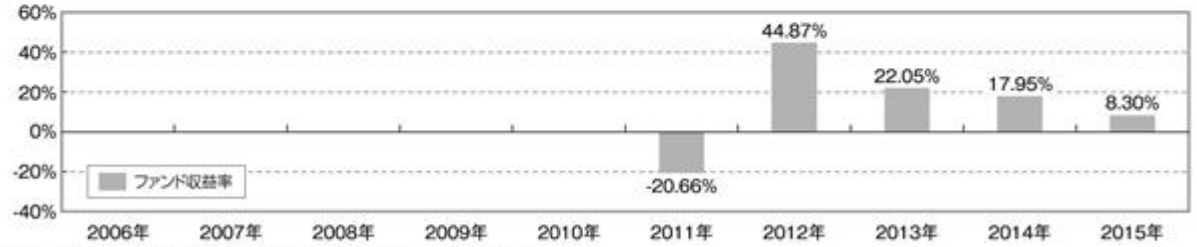

※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして算出しております。
※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2011年は設定日から年末までの収益率、および2015年については年初から基準日までの収益率を表示しています。
※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドでは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と収益分配金を無手数料で再投資する「分配金自動けいぞく投資コース」があり、「分配金自動けいぞく投資コース」を取得申込者が選択した場合、取得申込者は販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」に従い分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、受益者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。販売会社までお問い合わせください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行のいずれかの休業日に該当する日（以下、「海外休業日」という場合があります。）にはお申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

・お申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額※とします。

「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。)

＜基準価額の照会方法等＞

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　http://www.diam.co.jp/

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・お申込手数料

ありません。

・お申込単位

各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金自動けいぞく投資コース」によるお申込みが可能です。お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する場合には、1口単位となります。

※当初元本は1口当たり1円です。

・払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し解約の請求をすることができます。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約の請求の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※海外休業日には、解約の受付を行いません。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

※委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求の受付を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日

の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとして、下記に準じて計算した価額とします。

・解約価額

解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除した額とします。

解約価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　http://www.diam.co.jp/

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

・解約単位

各販売会社が定める単位とします。

※解約単位は販売会社にお問い合わせください。

・解約代金の受渡日

解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して7営業日目から販売会社の営業所等において支払います。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

※当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

・販売会社へのお問い合わせ

・委託会社への照会

ホームページ　URL　http://www.diam.co.jp/

コールセンター：0120-506-860（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

（2）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、平成23年7月22日（設定日）から原則として平成33年4月13日までです。ただし、下記(5)その他 イ．償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

a.計算期間は、原則として毎年4月14日から翌年4月13日までとします。

b.上記a.の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

イ.償還規定

a.委託会社は、受益権口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合またはやむを得ない事情が発生した場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

b.委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e.上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。

f.委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記

「ロ．信託約款の変更等 b.」の書面決議が否決された場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h.受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は下記「ロ．信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

i.この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

ロ.信託約款の変更等

a.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款はa.からg.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

b.委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益におよぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c.上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d.上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e.書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

f.上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

g.上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

h.委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記a.からg.の規定にしたがい信託約款を変更します。

i.この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

j.上記b.に該当しない場合の約款変更については、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ.関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として期間満了の3ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。投資顧問契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、原則として期間満了の1ヵ月前までに当事者間の別段の意思表示がない限り、半年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページに掲載します。

（URL http://www.diam.co.jp/）

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載して行います。

ホ.運用報告書

・委託会社は、毎年4月13日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて受益者に対して交付します。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページにおいて開示します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

（URL　http://www.diam.co.jp/）

4【受益者の権利等】

(1)収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始いたします。

なお、「分配金自動けいぞく投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2)償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

※解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(4)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（平成26年4月15日から平成27年4月13日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

１【財務諸表】

ネット証券専用ファンドシリーズ　新興国中小型株ファンド

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 平成26年4月14日現在	第4期 平成27年4月13日現在
資産の部		
流動資産		
預金	4,583,910	6,641,428
コール・ローン	149,631,157	284,179,112
株式	1,048,550,124	1,222,863,006
投資信託受益証券	－	20,114,483
投資証券	10,143,369	18,015,480
未収配当金	1,817,619	2,823,081
流動資産合計	1,214,726,179	1,554,636,590
資産合計	1,214,726,179	1,554,636,590
負債の部		
流動負債		
未払金	114	－
未払収益分配金	101,439,791	217,657,925
未払解約金	7,914,563	11,623,535
未払受託者報酬	252,144	293,742
未払委託者報酬	11,726,544	13,660,958
その他未払費用	44,828	52,238
流動負債合計	121,377,984	243,288,398
負債合計	121,377,984	243,288,398
純資産の部		
元本等		
元本	※1 1,014,397,912	※1 1,088,289,629
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	78,950,283	223,058,563
（分配準備積立金）	－	74,826,639
元本等合計	1,093,348,195	1,311,348,192
純資産合計	1,093,348,195	1,311,348,192
負債純資産合計	1,214,726,179	1,554,636,590

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期 自　平成25年4月16日 至　平成26年4月14日	第4期 自　平成26年4月15日 至　平成27年4月13日
営業収益		
受取配当金	39,970,870	34,871,849
受取利息	54,243	61,444
有価証券売買等損益	△3,583,638	233,773,878
為替差損益	△56,077,402	115,469,869
営業収益合計	△19,635,927	384,177,040
営業費用		
受託者報酬	542,638	555,941
委託者報酬	25,237,088	25,855,565
その他費用	※1 5,745,066	※1 12,874,767
営業費用合計	31,524,792	39,286,273
営業利益又は営業損失（△）	△51,160,719	344,890,767
経常利益又は経常損失（△）	△51,160,719	344,890,767
当期純利益又は当期純損失（△）	△51,160,719	344,890,767
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△40,838,565	42,242,519
期首剰余金又は期首欠損金（△）	228,932,304	78,950,283
剰余金増加額又は欠損金減少額	140,385,722	90,409,401
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	140,385,722	90,409,401
剰余金減少額又は欠損金増加額	178,605,798	31,291,444
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	178,605,798	31,291,444
分配金	※2 101,439,791	※2 217,657,925
期末剰余金又は期末欠損金（△）	78,950,283	223,058,563

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．　有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
２．　収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。
３．　その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年4月13日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を平成26年4月14日としております。

（貸借対照表に関する注記）

項目			第3期 平成26年4月14日現在	第4期 平成27年4月13日現在
１．	※１	期首元本額	1,132,035,480円	1,014,397,912円
		期中追加設定元本額	779,355,865円	418,465,588円
		期中一部解約元本額	896,993,433円	344,573,871円
２．		受益権の総数	1,014,397,912口	1,088,289,629口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

項目	第3期 自　平成25年4月16日 至　平成26年4月14日	第4期 自　平成26年4月15日 至　平成27年4月13日
１．　※１　その他費用	その他費用の内訳は、監査費用（96,503円）、保管費用（5,365,413円）、その他（283,150円）となっております。	その他費用の内訳は、監査費用（98,866円）、保管費用（5,983,393円）、その他（6,792,508円）となっております。
２．　※２　分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（3,763,407円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（95,624,269円）及び分配準備積立金（81,002,398円）より分配対象収益は180,390,074円（1万口当たり1,778.30円）であり、うち101,439,791円（1万口当たり1,000円）を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（26,810,243円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（265,674,321円）、信託約款に規定される収益調整金（148,231,924円）及び分配準備積立金（0円）より分配対象収益は440,716,488円（1万口当たり4,049.62円）であり、うち217,657,925円（1万口当たり2,000円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

１．金融商品の状況に関する事項

項目	第3期 自　平成25年4月16日 至　平成26年4月14日	第4期 自　平成26年4月15日 至　平成27年4月13日
１．　金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
２．　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のリスクに晒されております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
３．　金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用リスク管理を所管するグループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行っております。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理に関する委員会に報告しております。	同左

２．金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 平成26年4月14日現在	第4期 平成27年4月13日現在
１．　貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
２．　時価の算定方法	(１)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (２)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (３)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
３．　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第3期 平成26年4月14日現在	第4期 平成27年4月13日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
株式	62,545,425	203,155,158
投資信託受益証券	―	992,859
投資証券	216,140	1,657,504
合計	62,761,565	205,805,521

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第3期 平成26年4月14日現在	第4期 平成27年4月13日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.0778円 (10,778円)	1.2050円 (12,050円)

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

（１）株式

平成27年4月13日現在

通　貨	銘　柄	株　式　数	評価額		備考
			単　価	金　額	
アメリカ・ドル	JINZHOU PORT CO LTD	70,000	0.575	40,250.000	
	EASTERN COMMUNICATIONS CO LTD	100,000	0.754	75,400.000	
	HUANGSHAN TOURISM DEVELOP	28,000	1.902	53,256.000	
	SHANGHAI POTEVIO CO LTD	50,000	1.122	56,100.000	
	SHANGHAI JINJIANG INTL INDUSTRIAL INVESTMENT CO LTD	35,000	1.475	51,625.000	
	SHANGHAI DIESEL ENGINE CO LTD	59,600	0.875	52,150.000	
	SHANGHAI CHLOR-ALKALI CHEMICAL CO LTD	80,000	0.675	54,000.000	
	DAZHONG TRANSPORTATION GROUP	50,000	1.023	51,150.000	
	SHANGHAI DINGLI TECHNOLOGY DEVELOPMENT GROUP CO LTD	60,000	1.026	61,560.000	
	SHANGHAI HIGHLY GROUP CO LTD	70,000	0.748	52,360.000	
	SH JINJIANG INTL HOTELS	27,100	2.376	64,389.600	
	SHANGHAI JINJIANG INTL TRAVEL CO LTD	13,000	2.967	38,571.000	
アメリカ・ドル　小計		642,700		650,811.600 (78,240,571)	
インド・ルピー	ARVIND LTD	12,800	283.250	3,625,600.000	
	BRITANNIA INDUSTRIES LTD	1,900	2,277.900	4,328,010.000	
	GILLETTE INDIA LTD	900	4,859.150	4,373,235.000	
	BAJAJ FINANCE LTD	800	4,522.100	3,617,680.000	
	ZYDUS WELLNESS LTD	3,300	1,040.300	3,432,990.000	
	DIVI'S LABORATORIES LTD	1,800	1,938.250	3,488,850.000	
	AUROBINDO PHARMA LTD	2,800	1,342.700	3,759,560.000	
	BAYER CROPSCIENCE LTD	971	3,324.250	3,227,846.750	
	INDRAPRASTHA GAS LTD	8,800	422.650	3,719,320.000	
	SHRIRAM TRANSPORT FINANCE CO LTD	4,000	1,136.350	4,545,400.000	
	PIRAMAL ENTERPRISES LTD	3,800	921.350	3,501,130.000	
	BHARAT FORGE LTD	4,000	1,331.800	5,327,200.000	
	SUNDARAM FINANCE LTD	3,600	1,596.900	5,748,840.000	
	TORRENT PHARMACEUTICALS LTD	3,600	1,244.300	4,479,480.000	
	MINDTREE LTD	2,000	1,529.450	3,058,900.000	

	SUN PHARMA ADVANCED RESEARCH CO LTD	8,400	499.650	4,197,060.000	
	BAJAJ CORP LTD	8,800	474.550	4,176,040.000	
	GUJARAT PIPAVAV PORT LTD	33,500	248.400	8,321,400.000	
インド・ルピー　小計		105,771		76,928,541.750 (150,010,656)	
インドネシア・ルピア	ASTRA AGRO LESTARI TBK PT	25,300	24,125.000	610,362,500.000	
	INDOFOOD SUKSES MAKMUR TBK PT	129,800	7,375.000	957,275,000.000	
	BANK DANAMON INDONESIA TBK PT	120,000	5,075.000	609,000,000.000	
	MATAHARI DEPARTMENT STORE TBK	50,000	18,950.000	947,500,000.000	
	JASA MARGA PERSERO TBK PT	163,000	7,125.000	1,161,375,000.000	
	TOWER BERSAMA INFRASTRUCTURE TBK PT	53,000	9,400.000	498,200,000.000	
	TIPHONE MOBILE INDONESIA TBK PT	500,000	940.000	470,000,000.000	
	BANK PEMBANGUNAN DAERAH JAWA TIMUR TBK PT	1,640,000	550.000	902,000,000.000	
	MATAHARI PUTRA PRIMA TBK PT	130,000	4,030.000	523,900,000.000	
	SILOAM INTERNATIONAL HOSPITALS TBK PT	35,000	12,625.000	441,875,000.000	
インドネシア・ルピア　小計		2,846,100		7,121,487,500.000 (66,229,834)	
タイ・バーツ	BANGKOK EXPRESSWAY PCL-NVDR	39,200	39.500	1,548,400.000	
	HANA MICROELECTRONICS CO LTD	69,600	44.750	3,114,600.000	
	ASIAN PROPERTY DEVELOPMENT-NVDR	320,000	7.550	2,416,000.000	
	QUALITY HOUSES PCL-NVDR	894,000	3.900	3,486,600.000	
	BUMRUNGRAD HOSPITAL PCL-NVDR	17,300	152.000	2,629,600.000	
	BTS GROUP HOLDINGS PCL	129,900	9.250	1,201,575.000	
	BANGKOK METRO PCL NVDR	500,000	1.960	980,000.000	
	TTW PCL NVDR	102,600	11.300	1,159,380.000	
タイ・バーツ　小計		2,072,600		16,536,155.000 (61,018,412)	
トルコ・リラ	AKSA AKRILIK KIMYA SANAYII	16,400	9.560	156,784.000	
	CIMSA CIMENTO SANAYI VE TICA	3,800	15.950	60,610.000	
トルコ・リラ　小計		20,200		217,394.000 (9,958,819)	
ハンガリー・フォリント	MAGYAR TELEKOM TELECOMMUNICATIONS PLC	40,000	424.000	16,960,000.000	

ハンガリー・フォリント　小計		40,000		16,960,000.000 (7,294,496)	
フィリピン・ペソ	LOPEZ HOLDINGS CORP	200,000	8.760	1,752,000.000	
	FIRST PHILIPPINE HOLDINGS CORP	52,000	99.000	5,148,000.000	
	JOLLIBEE FOODS CORP	24,000	217.000	5,208,000.000	
	ENERGY DEVELOPMENT CORP	381,700	8.370	3,194,829.000	
	METRO PACIFIC INVESTMENTS CORP	515,100	4.720	2,431,272.000	
	VISTA LAND & LIFESCAPES INC	801,300	8.100	6,490,530.000	
	CEBU AIR INC	40,200	87.300	3,509,460.000	
	COSCO CAPITAL INC	250,000	8.770	2,192,500.000	
フィリピン・ペソ　小計		2,264,300		29,926,591.000 (81,101,062)	
ブラジル・レアル	FIBRIA CELULOSE SA	3,000	45.000	135,000.000	
	TRANSMISSORA ALIANCA DE ENERGIA ELETRICA SA	7,000	20.860	146,020.000	
	SUL AMERICA SA	11,000	14.350	157,850.000	
	ALUPAR INVESTIMENTO SA	6,600	19.790	130,614.000	
ブラジル・レアル　小計		27,600		569,484.000 (22,261,130)	
ポーランド・ズロチ	ASSECO POLAND SA	3,400	60.690	206,346.000	
	ENEA SA	8,500	16.540	140,590.000	
	PKP CARGO SA	2,072	87.500	181,300.000	
ポーランド・ズロチ　小計		13,972		528,236.000 (16,766,211)	
マレーシア・リンギット	PHARMANIAGA BHD	26,000	6.140	159,640.000	
	TIME DOTCOM BHD	30,000	6.150	184,500.000	
	HONG LEONG FINANCIAL GROUP BHD	8,300	17.380	144,254.000	
	KPJ HEALTHCARE BHD	40,000	4.190	167,600.000	
	LAFARGE MALAYSIA BHD	20,800	10.280	213,824.000	
	ALLIANCE FINANCIAL GROUP BHD	34,500	4.780	164,910.000	
	QL RESOURCES BHD	44,700	4.000	178,800.000	
	BURSA MALAYSIA BHD	20,000	8.540	170,800.000	
	CARLSBERG BREWERY-MALAY BHD	14,000	14.100	197,400.000	
	KOSSAN RUBBER INDUSTRIES	40,000	5.710	228,400.000	
	HARTALEGA HOLDINGS BHD	31,100	8.350	259,685.000	
	BERJAYA AUTO BHD	56,000	3.800	212,800.000	
マレーシア・リンギット　小計		365,400		2,282,613.000 (74,709,923)	
メキシコ・ペソ	GRUMA SAB DE CV	4,500	199.020	895,590.000	
	GRUPO FINANCIERO INTERACCIONES SA DE CV	6,500	100.990	656,435.000	

	GRUPO AEROPORTUARIO DEL SURESTE SAB DE CV	4,800	219.670	1,054,416.000	
	GRUPO HERDEZ SAB DE CV	12,700	42.670	541,909.000	
	GRUPO AEROPORTUARIO DEL PACIFICO SAB DE CV	16,000	100.840	1,613,440.000	
	GRUPO AEROMEXICO SAB DE CV	30,000	28.560	856,800.000	
	GRUPO COMERCIAL CHEDRAUI SA DE CV	15,200	50.160	762,432.000	
	BANREGIO GRUPO FINANCIERO SAB DE CV	12,200	82.090	1,001,498.000	
	GRUPO LALA SAB DE CV	22,000	30.460	670,120.000	
メキシコ・ペソ　小計		123,900		8,052,640.000 (63,615,856)	
韓国・ウォン	BUKWANG PHARMACEUTICAL CO LTD	4,400	25,050.000	110,220,000.000	
	KOREA ELECTRIC TERMINAL CO LTD	900	77,400.000	69,660,000.000	
	SODIFF ADVANCED MATERIALS CO LTD	600	106,000.000	63,600,000.000	
	EO TECHNICS CO LTD	470	110,400.000	51,888,000.000	
	CJ FRESHWAY CORP	2,500	50,700.000	126,750,000.000	
	MUHAK CO LTD	2,722	46,000.000	125,212,000.000	
	NEXEN CORP	360	89,300.000	32,148,000.000	
	HYUNDAI GREENFOOD CO LTD	2,200	18,650.000	41,030,000.000	
	GREEN CROSS HOLDINGS CORP	3,000	30,300.000	90,900,000.000	
	KUKDO CHEMICAL CO LTD	1,100	54,700.000	60,170,000.000	
	DONGSUH CO INC	2,358	34,400.000	81,115,200.000	
	KANGWON LAND INC	1,290	36,650.000	47,278,500.000	
	NICE HOLDINGS CO LTD	3,000	18,700.000	56,100,000.000	
	GREEN CROSS CORP/SOUTH KOREA	370	182,500.000	67,525,000.000	
	HANSOL CHEMICAL CO LTD	1,000	62,000.000	62,000,000.000	
	CELLTRION INC	650	75,600.000	49,140,000.000	
	HANMI SEMICONDUCTOR CO LTD	3,600	16,550.000	59,580,000.000	
	KEPCO PLANT SERVICE & ENGINEERING CO LTD	1,160	96,600.000	112,056,000.000	
	KOH YOUNG TECHNOLOGY INC	1,200	42,750.000	51,300,000.000	
	HUMAX CO LTD	4,300	15,750.000	67,725,000.000	
	BGF RETAIL CO LTD	600	131,500.000	78,900,000.000	
韓国・ウォン　小計		37,780		1,504,297,700.000 (165,322,317)	
香港・ドル	JIANGSU EXPRESS	42,000	10.740	451,080.000	
	LUTHAI TEXTILE CO LTD	54,100	12.280	664,348.000	
	TONG REN TANG TECHNOLOGIES CO	15,000	12.700	190,500.000	
	YUEXIU TRANSPORT INFRASTRUCTURE LTD	76,000	5.330	405,080.000	

	CHINASOFT INTERNATIONAL LTD	246,000	4.610	1,134,060.000	
	HOPEWELL HIGHWAY INFRASTRUCTURE	82,000	3.880	318,160.000	
	CHINA NATIONAL ACCORD MEDICINE CORP	7,900	52.810	417,199.000	
	KONKA GROUP CO LTD	80,000	5.500	440,000.000	
	SHENZHEN CHIWAN WHARF HOLDINGS	25,000	17.820	445,500.000	
	SHENZHEN EXPRESSWAY CO LTD	76,000	7.670	582,920.000	
	GUANGDONG INVESTMENTS LTD	38,000	11.180	424,840.000	
	WUXI LITTLE SWAN CO LTD	22,600	16.790	379,454.000	
	SINO BIOPHARMACEUTICAL	32,000	9.210	294,720.000	
	LIJUN INTERNATIONAL PHARMACEUTICAL HOLDING LTD	96,000	4.050	388,800.000	
	ZHUZHOU CSR TIMES ELECTRIC CO LTD	8,000	61.500	492,000.000	
	FRANSHION PROPERTIES CHINA LTD	140,000	2.640	369,600.000	
	TECH PRO TECHNOLOGY DEVELOPMENT LTD	84,400	6.450	544,380.000	
	SINO-OCEAN LAND HOLDINGS LTD	70,000	5.570	389,900.000	
	CHINA MEDICAL SYSTEM HOLDINGS LTD	21,000	13.800	289,800.000	
	PEAK SPORT PRODUCTS CO LTD	150,000	2.490	373,500.000	
	CHONGQING RURAL COMMERCIAL BANK	90,000	5.730	515,700.000	
	NEXTEER AUTOMOTIVE GROUP LTD	50,000	8.800	440,000.000	
	CONSUN PHARMACEUTICAL GROUP LTD	35,000	6.300	220,500.000	
香港・ドル　小計		1,541,000		10,172,041.000 (157,768,356)	
台湾・ドル	TAIWAN BUSINESS BANK	156,000	9.810	1,530,360.000	
	SIRTEC INTERNATIONAL CO LTD	17,000	66.900	1,137,300.000	
	CHICONY ELECTRONICS CO LTD	12,000	88.500	1,062,000.000	
	EVA AIRWAYS CORP	53,255	24.050	1,280,782.750	
	CHIN-POON INDUSTRIAL CO	30,000	58.400	1,752,000.000	
	TAIWAN COGENERATION CORP	66,000	27.950	1,844,700.000	
	WT MICROELECTRONICS CO LTD	35,232	47.850	1,685,851.200	
	GREATEK ELECTRONICS INC	57,000	40.650	2,317,050.000	
	ETERNAL CHEMICAL CO LTD	25,000	33.850	846,250.000	

	SINBON ELECTRONICS CO LTD	22,000	53.100	1,168,200.000	
	TRANSCEND INFORMATION INC	12,000	116.500	1,398,000.000	
	KING YUAN ELECTRONICS CO LTD	67,000	28.200	1,889,400.000	
	GIANT MANUFACTURING	11,000	301.000	3,311,000.000	
	GREAT WALL ENTERPRISE CO	37,700	25.850	974,545.000	
	KING'S TOWN BANK	27,000	28.950	781,650.000	
	MAKALOT INDUSTRIAL CO LTD	17,000	224.500	3,816,500.000	
	YOUNGTEK ELECTRONICS CORP	20,198	66.400	1,341,147.200	
	TAIWAN SECOM CO LTD	17,345	88.500	1,535,032.500	
	GLOBAL MIXED MODE TECHNOLOGY INC	9,000	90.100	810,900.000	
	TAIWAN PCB TECHVEST CO LTD	21,000	51.000	1,071,000.000	
	WPG HOLDINGS CO LTD	42,000	40.400	1,696,800.000	
	WISDOM MARINE LINES CO LTD	49,323	40.000	1,972,920.000	
	ZHEN DING TECHNOLOGY HOLDING LTD	18,000	105.500	1,899,000.000	
台湾・ドル　小計		822,053		37,122,388.650 (142,921,196)	
南アフリカ・ランド	AECI LTD	2,700	134.070	361,989.000	
	AVI LTD	18,674	80.570	1,504,564.180	
	SUPER GROUP LTD	18,000	36.250	652,500.000	
	CLICKS GROUP LTD	6,000	99.170	595,020.000	
	EOH HOLDINGS LTD	4,500	165.380	744,210.000	
	CASHBUILD LTD	2,700	242.000	653,400.000	
	CITY LODGE HOTELS LTD	3,200	135.500	433,600.000	
	REDEFINE PROPERTIES LTD	54,000	12.540	677,160.000	
	MASSMART HOLDINGS LTD	3,200	156.840	501,888.000	
	ASTRAL FOODS LTD	2,500	185.000	462,500.000	
	MMI HOLDINGS LTD	17,000	33.800	574,600.000	
	LIBERTY HOLDINGS LTD	4,056	165.480	671,186.880	
	OCEANA GROUP LTD	5,000	99.400	497,000.000	
	FAMOUS BRANDS LTD	4,000	110.900	443,600.000	
	SPAR GROUP LTD/THE	6,200	197.850	1,226,670.000	
	SUN INTERNATIONAL LTD	3,500	129.500	453,250.000	
	TONGAAT HULETT LTD	3,300	131.000	432,300.000	
	BLUE LABEL TELECOMS LTD	70,000	8.350	584,500.000	
	MPACT LTD	13,000	42.800	556,400.000	
	ATTACQ LTD	20,000	25.650	513,000.000	
南アフリカ・ランド　小計		261,530		12,539,338.060 (125,644,167)	
合計		11,184,906		1,222,863,006 (1,222,863,006)	

（２）株式以外の有価証券

平成27年4月13日現在

種　類	通　貨	銘　柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	マレーシア・リンギット	IGB REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	198,000.000	269,280.000	
		PAVILION REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	85,000.000	131,750.000	
		SUNWAY REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	127,100.000	213,528.000	
	マレーシア・リンギット　小計		410,100.000	614,558.000 (20,114,483)	
投資信託受益証券　合計			410,100	20,114,483 (20,114,483)	
投資証券	トルコ・リラ	EMLAK KONUT GAYRIMENKUL YATIRIM	40,000.000	122,400.000	
	トルコ・リラ　小計		40,000.000	122,400.000 (5,607,144)	
	香港・ドル	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	100,000.000	450,000.000	
	香港・ドル　小計		100,000.000	450,000.000 (6,979,500)	
	南アフリカ・ランド	EMIRA PROPERTY FUND	30,000.000	541,800.000	
	南アフリカ・ランド　小計		30,000.000	541,800.000 (5,428,836)	
投資証券　合計			170,000	18,015,480 (18,015,480)	
合計				38,129,963 (38,129,963)	

投資信託受益証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

（注）１．各種通貨毎の小計の欄における（　）内の金額は、邦貨換算額であります。
２．合計欄における（　）内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入株式時価比率	組入投資信託受益証券時価比率	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	株式	12銘柄	5.97%	-%	-%	6.20%
インド・ルピー	株式	18銘柄	11.44%	-%	-%	11.90%
インドネシア・ルピア	株式	10銘柄	5.05%	-%	-%	5.25%
タイ・バーツ	株式	8銘柄	4.65%	-%	-%	4.84%
トルコ・リラ	株式	2銘柄	0.76%	-%	-%	1.23%
	投資証券	1銘柄	-%	-%	0.43%	
ハンガリー・フォリント	株式	1銘柄	0.56%	-%	-%	0.58%
フィリピン・ペソ	株式	8銘柄	6.18%	-%	-%	6.43%
ブラジル・レアル	株式	4銘柄	1.70%	-%	-%	1.77%
ポーランド・ズロチ	株式	3銘柄	1.28%	-%	-%	1.33%
マレーシア・リンギット	株式	12銘柄	5.70%	-%	-%	7.52%
	投資信託受益証券	3銘柄	-%	1.53%	-%	
メキシコ・ペソ	株式	9銘柄	4.85%	-%	-%	5.04%
韓国・ウォン	株式	21銘柄	12.61%	-%	-%	13.11%
香港・ドル	株式	23銘柄	12.03%	-%	-%	13.06%
	投資証券	1銘柄	-%	-%	0.53%	
台湾・ドル	株式	23銘柄	10.90%	-%	-%	11.33%
南アフリカ・ランド	株式	20銘柄	9.58%	-%	-%	10.39%
	投資証券	1銘柄	-%	-%	0.41%	

(注)「組入時価比率」は、純資産に対する比率であります。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成27年4月30日現在

Ⅰ　資産総額	1,479,089,304円
Ⅱ　負債総額	12,989,235円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,466,100,069円
Ⅳ　発行済数量	1,215,884,002口
Ⅴ　１口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.2058円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3)受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5)受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6)質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行する株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

(2) 会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長１名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、議長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回検討・評価されます。

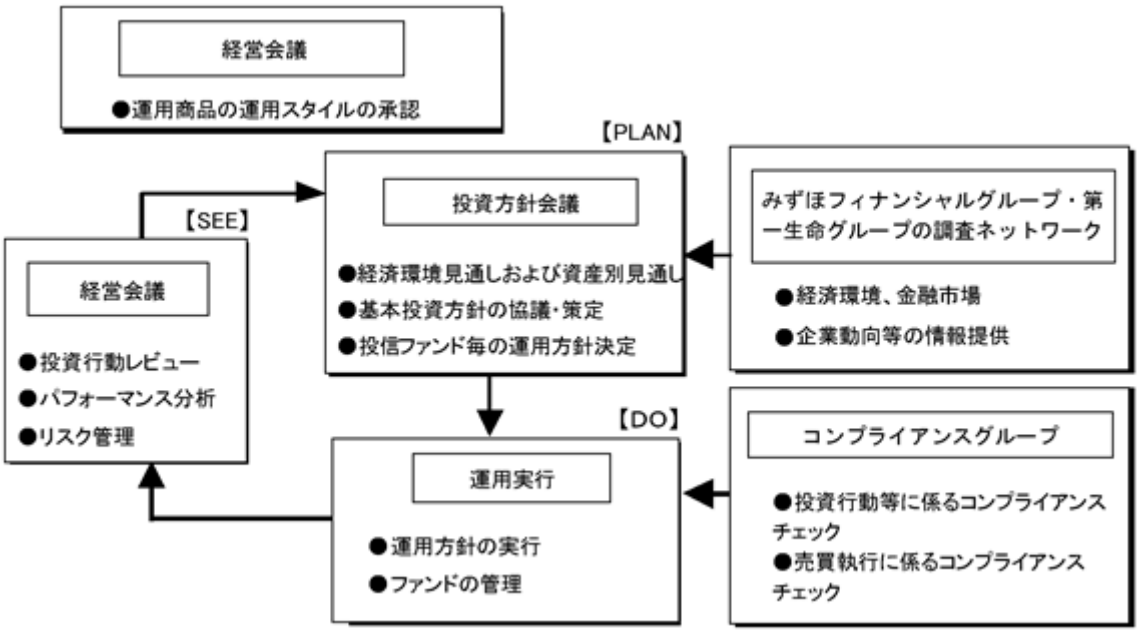

※上記体制は平成27年4月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に基づく登録を受けて、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいます。

平成27年4月30日現在、委託会社の運用する投資信託は363本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 （単位：円）
単位型株式投資信託	6	15,478,378,634
追加型株式投資信託	331	5,827,361,965,909
単位型公社債投資信託	26	218,881,239,201
追加型公社債投資信託	0	0
合計	363	6,061,721,583,744

３【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第30期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

		第29期 （平成26年3月31日現在）		第30期 （平成27年3月31日現在）
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金		11,487,360		12,051,921
金銭の信託		10,952,459		14,169,657
前払費用		64,554		57,309
未収委託者報酬		3,854,410		4,622,292
未収運用受託報酬		1,415,502		1,737,052
未収投資助言報酬	※2	255,218	※2	312,206
未収収益		275,082		260,845
繰延税金資産		401,327		411,797
その他		23,246		46,782
流動資産計		28,729,163		33,669,865
固定資産				
有形固定資産		293,329		432,933
建物	※1	122,181	※1	138,967
車両運搬具	※1	1,615	※1	941
器具備品	※1	140,023	※1	243,908
建設仮勘定		29,509		49,116
無形固定資産		1,838,855		1,912,472
商標権	※1	195	※1	101
ソフトウエア	※1	1,188,444	※1	1,702,633
ソフトウエア仮勘定		642,834		202,399
電話加入権		7,148		7,148
電信電話専用施設利用権	※1	231	※1	188
投資その他の資産		4,178,284		4,343,365
投資有価証券		617,159		613,137
関係会社株式		2,119,074		2,316,596
繰延税金資産		622,698		582,861
差入保証金		731,197		733,907
その他		88,154		96,862
固定資産計		6,310,469		6,688,771
資産合計		35,039,633		40,358,637

（単位：千円）

		第29期 （平成26年3月31日現在）		第30期 （平成27年3月31日現在）	
（負債の部）					
流動負債					
預り金			760,493		1,605,579
未払金			1,972,562		2,515,377
未払償還金			51,109		49,873
未払手数料			1,554,065		1,836,651
その他未払金			367,387		628,852
未払費用		※2	1,466,924	※2	2,196,267
未払法人税等			1,721,861		1,539,263
未払消費税等			195,272		671,243
賞与引当金			668,366		722,343
その他			10,000		30,000
流動負債計			6,795,481		9,280,074
固定負債					
退職給付引当金			947,759		868,928
役員退職慰労引当金			136,010		110,465
固定負債計			1,083,769		979,394
負債合計			7,879,251		10,259,468
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			2,000,000		2,000,000
資本剰余金			2,428,478		2,428,478
資本準備金			2,428,478		2,428,478
利益剰余金			22,488,744		25,417,784
利益準備金			123,293		123,293
その他利益剰余金					
別途積立金			17,130,000		19,480,000
研究開発積立金			300,000		300,000
運用責任準備積立金			200,000		200,000
繰越利益剰余金			4,735,451		5,314,491
株主資本計			26,917,222		29,846,262
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			243,159		252,905
評価・換算差額等計			243,159		252,905
純資産合計			27,160,381		30,099,168
負債・純資産合計			35,039,633		40,358,637

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第29期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）		第30期 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	
営業収益				
委託者報酬	25,437,511		28,170,831	
運用受託報酬	6,328,414		7,064,021	
投資助言報酬	926,837		1,032,659	
その他営業収益	835,020		828,240	
営業収益計		33,527,783		37,095,752
営業費用				
支払手数料	11,284,530		12,416,659	
広告宣伝費	316,226		527,620	
公告費	319		288	
調査費	5,226,606		6,317,052	
調査費	3,635,440		4,129,778	
委託調査費	1,591,166		2,187,273	
委託計算費	356,496		385,121	
営業雑経費	540,260		488,963	
通信費	32,834		34,089	
印刷費	466,075		414,215	
協会費	25,048		24,177	
諸会費	38		37	
支払販売手数料	16,264		16,443	
営業費用計		17,724,440		20,135,705
一般管理費				
給料	5,009,676		5,260,910	
役員報酬	255,603		242,666	
給料・手当	4,171,884		4,378,307	
賞与	582,188		639,936	
交際費	34,917		37,625	
寄付金	2,515		2,697	
旅費交通費	232,436		242,164	
租税公課	103,775		127,947	
不動産賃借料	683,633		686,770	
退職給付費用	221,376		218,863	
固定資産減価償却費	561,503		628,056	
福利厚生費	32,812		33,310	
修繕費	9,184		13,807	
賞与引当金繰入額	668,366		722,343	
役員退職慰労引当金繰入額	47,298		50,327	
役員退職慰労金	6,528		25,501	
機器リース料	35		87	
事務委託費	215,100		231,303	
事務用消耗品費	67,394		67,208	
器具備品費	3,191		5,869	
諸経費	118,672		135,032	
一般管理費計		8,018,417		8,489,827
営業利益		7,784,925		8,470,220

（単位：千円）

	第29期 （自　平成25年4月1日 至　平成26年3月31日）		第30期 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	
営業外収益				
受取配当金		15,024		17,346
受取利息		2,318		2,404
時効成立分配金・償還金		33,872		974
為替差益		－		652
雑収入		4,746		1,822
営業外収益計		55,962		23,200
営業外費用				
為替差損		7,364		－
金銭の信託運用損		213,744		163,033
時効成立後支払分配金・償還金		－		65
外国税支払損失		－		47,515
雑損失		10,952		－
営業外費用計		232,061		210,614
経常利益		7,608,826		8,282,806
特別損失				
固定資産除却損	※1 22		※1 12,988	
固定資産売却損	※2 1,448		※2 －	
ゴルフ会員権売却損		－		1,080
関係会社株式評価損		－		202,477
特別損失計		1,470		216,547
税引前当期純利益		7,607,355		8,066,259
法人税、住民税及び事業税		2,934,516		2,969,684
法人税等調整額		△ 13,207		△ 29,428
法人税等合計		2,921,308		2,940,256
当期純利益		4,686,047		5,126,003

（３）【株主資本等変動計算書】

第29期（自平成25年4月1日至平成26年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金						株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計	
				別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	16,330,000	300,000	200,000	3,945,403	20,898,697	25,327,175
会計方針の変更による累積的影響額									
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	16,330,000	300,000	200,000	3,945,403	20,898,697	25,327,175
当期変動額									
剰余金の配当							△3,096,000	△3,096,000	△3,096,000
別途積立金の積立				800,000			△800,000	－	－
当期純利益							4,686,047	4,686,047	4,686,047
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	800,000	－	－	790,047	1,590,047	1,590,047
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	103,768	25,430,943
会計方針の変更による累積的影響額		
会計方針の変更を反映した当期首残高	103,768	25,430,943
当期変動額		
剰余金の配当		△3,096,000
別途積立金の積立		－
当期純利益		4,686,047
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	139,391	139,391
当期変動額合計	139,391	1,729,438
当期末残高	243,159	27,160,381

第30期（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金					
				別途積立金	研究開発積立金	運用責任準備積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,735,451	22,488,744	26,917,222
会計方針の変更による累積的影響額							131,037	131,037	131,037
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,000,000	2,428,478	123,293	17,130,000	300,000	200,000	4,866,488	22,619,781	27,048,259
当期変動額									
剰余金の配当							△2,328,000	△2,328,000	△2,328,000
別途積立金の積立				2,350,000			△2,350,000	－	－
当期純利益							5,126,003	5,126,003	5,126,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	2,350,000	－	－	448,003	2,798,003	2,798,003
当期末残高	2,000,000	2,428,478	123,293	19,480,000	300,000	200,000	5,314,491	25,417,784	29,846,262

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	243,159	27,160,381
会計方針の変更による累積的影響額		131,037
会計方針の変更を反映した当期首残高	243,159	27,291,419
当期変動額		
剰余金の配当		△2,328,000
別途積立金の積立		－
当期純利益		5,126,003
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,746	9,746
当期変動額合計	9,746	2,807,749
当期末残高	252,905	30,099,168

重要な会計方針

項目	第30期 （自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
1．有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの: 移動平均法による原価法
2．金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3．デリバティブの評価基準及び評価方法	時価法
4．固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。
5．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6．引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理 過去勤務費用：発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
7．消費税等の処理方法	税抜方式によっております。

会計方針の変更

第30期　（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。 この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が203,600千円減少し、繰越利益剰余金が131,037千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ9,168千円増加しております。 なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

※1．固定資産の減価償却累計額

（千円）

	第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
建物	562,127	582,075
車両運搬具	3,308	3,981
器具備品	664,016	735,461
商標権	742	836
ソフトウエア	1,502,289	2,015,473
電信電話専用施設利用権	1,365	1,408

※2．関係会社項目

関係会社に関する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。

（千円）

		第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
流動資産	未収投資助言報酬	255,084	311,994
流動負債	未払費用	392,646	492,035

（損益計算書関係）

※1. 固定資産除却損の内訳

（千円）

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
器具備品	22	0
ソフトウエア	0	12,988

※2. 固定資産売却損の内訳

（千円）

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
器具備品	1,448	－

（株主資本等変動計算書関係）

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	－	－	24,000
合計	24,000	－	－	24,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成25年6月28日 定時株主総会	普通 株式	3,096,000	129,000	平成25年3月31日	平成25年7月1日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰 余金	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	24,000	－	－	24,000
合計	24,000	－	－	24,000

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月30日定時株主総会	普通株式	2,328,000	97,000	平成26年3月31日	平成26年7月1日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成27年6月29日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	2,544,000	106,000	平成27年3月31日	平成27年6月30日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金等に限定しております。
デリバティブ取引は、後述するリスクを低減する目的で行っております。取引は実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券の主な内容は、政策投資目的で保有している株式であります。
金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引を利用して一部リスクを低減しております。
長期差入保証金の主な内容は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

金銭の信託に含まれるデリバティブ取引は為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引であり、金銭の信託に含まれる投資信託に係る為替及び市場価格の変動リスクを低減する目的で行っております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

為替相場及び株式相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰計画を確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第29期（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金・預金	11,487,360	11,487,360	－
(2) 金銭の信託	10,952,459	10,952,459	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	536,913	536,913	－
資産計	22,976,732	22,976,732	－
(1) 未払法人税等	1,721,861	1,721,861	－
負債計	1,721,861	1,721,861	－

第30期（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金・預金	12,051,921	12,051,921	－
(2) 金銭の信託	14,169,657	14,169,657	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	532,891	532,891	－
資産計	26,754,470	26,754,470	－
(1) 未払法人税等	1,539,263	1,539,263	－
負債計	1,539,263	1,539,263	－

（注1）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負　債

（1）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（千円）

区分	第29期 （平成26年3月31日現在）	第30期 （平成27年3月31日現在）
①非上場株式	80,246	80,246
②関係会社株式	2,119,074	2,316,596
③差入保証金	731,197	733,907

①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。
当事業年度において、関係会社株式について202,477千円の減損処理を行っております。

③差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であり、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第29期（平成26年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
（1）預金	11,486,870	－	－	－
合計	11,486,870	－	－	－

第30期（平成27年3月31日現在）

	1年以内 （千円）	1年超5年以内 （千円）	5年超10年以内 （千円）	10年超 （千円）
（1）預金	12,051,921	－	－	－
合計	12,051,921	－	－	－

（注4）社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額
該当事項はありません。

（有価証券関係）

1．売買目的有価証券
該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券
該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式
関係会社株式（第29期の貸借対照表計上額2,119,074千円、第30期の貸借対照表計上額2,316,596千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．その他有価証券
第29期（平成26年3月31日現在）

（千円）

区　分	貸借対照表日における貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
①株式	522,887	146,101	376,785
②債券	―	―	―
③その他（投資信託）	4,551	3,000	1,551
小計	527,439	149,101	378,337
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
①株式	―	―	―
②債券	―	―	―
③その他（投資信託）	9,474	10,000	△526
小計	9,474	10,000	△526
合計	536,913	159,101	377,811

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第30期（平成27年3月31日現在）

（千円）

区　分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
①株式	516,710	146,101	370,608
②債券	―	―	―
③その他（投資信託）	16,181	13,000	3,181
小計	532,891	159,101	373,789
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
①株式	―	―	―
②債券	―	―	―
③その他（投資信託）	―	―	―
小計	―	―	―
合計	532,891	159,101	373,789

（注）非上場株式（貸借対照表計上額80,246千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券
該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託

第29期　（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	10,952,459	1,628,835

第30期　（平成27年3月31日現在）

	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（千円）
運用目的の金銭の信託	14,169,657	2,544,066

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
退職給付債務の期首残高	936,125	1,079,828
会計方針の変更による累積的影響額	－	△203,600
会計方針の変更を反映した期首残高	936,125	876,227
勤務費用	124,724	128,297
利息費用	14,405	7,798
数理計算上の差異の発生額	14,996	10,345
退職給付の支払額	△34,684	△49,633
過去勤務費用の発生額	24,260	－
退職給付債務の期末残高	1,079,828	973,035

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（千円）

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
非積立型制度の退職給付債務	1,079,828	973,035
未積立退職給付債務	1,079,828	973,035
未認識数理計算上の差異	△112,660	△89,550
未認識過去勤務費用	△19,408	△14,556
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	947,759	868,928
退職給付引当金	947,759	868,928
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	947,759	868,928

（3）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（千円）

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
勤務費用	124,724	128,297
利息費用	14,405	7,798
数理計算上の差異の費用処理額	35,858	33,455
過去勤務費用の費用処理額	4,852	4,852
確定給付制度に係る退職給付費用	179,840	174,402

（4）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
割引率	1.5%	0.89%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第29期事業年度41,536千円、第30期事業年度43,461千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第29期 (平成26年3月31日現在)	第30期 (平成27年3月31日現在)
繰延税金資産	（千円）	（千円）
未払事業税	123,518	118,238
未払事業所税	5,841	5,527
賞与引当金	238,205	239,095
未払法定福利費	31,036	30,557
未払確定拠出年金掛金	2,724	2,650
外国税支払損失	―	15,727
減価償却超過額（一括償却資産）	3,183	2,158
減価償却超過額	152,470	130,844
繰延資産償却超過額（税法上）	10,908	2,710
退職給付引当金	337,781	281,232
役員退職慰労引当金	48,474	35,724
ゴルフ会員権評価損	2,138	1,940
関係会社株式評価損	121,913	176,106
繰延税金資産合計	1,078,198	1,042,515
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	54,172	47,855
繰延税金負債合計	54,172	47,855
差引繰延税金資産の純額	1,024,025	994,659

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。
この変更により、当事業年度末の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は89,582千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額は94,466千円増加し、その他有価証券評価差額金は12,335千円増加しております。

（セグメント情報等）

１．セグメント情報

当社は、投資信託及び投資顧問を主とした資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

２．関連情報

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

（１）サービスごとの情報

	投資信託（千円）	投資顧問（千円）	その他（千円）	合計（千円）
営業収益	25,437,511	7,255,251	835,020	33,527,783

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（２）地域ごとの情報

①営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（１）サービスごとの情報

	投資信託（千円）	投資顧問（千円）	その他（千円）	合計（千円）
営業収益	28,170,831	8,096,680	828,240	37,095,752

（注）一般企業の売上高に代えて、営業収益を記載しております。

（２）地域ごとの情報

①営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

(1)親会社及び法人主要株主等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	2,102億円	生命保険業	(被所有)直接50%	兼務1名,出向2名,転籍3名	資産運用の助言	資産運用の助言の顧問料の受入	801,412	未収投資助言報酬	212,159

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	第一生命保険株式会社	東京都千代田区	3,431億円	生命保険業	(被所有)直接50%	兼務2名,出向3名,転籍2名	資産運用の助言	資産運用の助言の顧問料の受入	862,448	未収投資助言報酬	237,575

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	627,855	未払費用	224,758
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	251,110	未払費用	97,587

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000千GBP	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	658,756	未払費用	235,583
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	383,980	未払費用	173,074
	DIAM SINGAPORE PTE.LTD.	Central Singapore	1,100,000千円	資産の運用	(所有)直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	増資の引受	400,000	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額及び期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

（注3）増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものであります。

(3)兄弟会社等

第29期（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	株式会社みずほ銀行(旧株式会社みずほコーポレート銀行)	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	1,629,874	未払手数料	224,525
								預金の預入（純額）	775,579	現金・預金	10,724,847
								受取利息	2,073	未収収益	12
	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	7,000億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	432,201	―	―
								預金の引出（純額）	203,876		
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	―	―	当社預り資産の助言	当社預り資産の助言の顧問料の支払	287,136	未払費用	155,413
								業務委託料の支払	11,810	未払金	2,646
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	―	―	当社信託財産の運用	信託元本の追加（純額）	1,000,000	金銭の信託	10,952,459
								信託報酬の支払	7,933		

第30期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	14,040億円	銀行業	―	―	当社設定投資信託の販売、預金取引	投資信託の販売代行手数料	2,217,439	未払手数料	306,365
								預金の預入（純額）	551,351	現金・預金	11,276,198
								受取利息	2,139	未収収益	71
	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術研究等	―	兼務1名	当社預り資産の助言	当社預り資産の助言の顧問料の支払	407,531	未払費用	240,725
								業務委託料の支払	8,540	未払金	6,501
	資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区	500億円	資産管理等	―	―	当社信託財産の運用	信託元本の追加（純額）	3,500,000	金銭の信託	14,169,657
								信託報酬の支払	8,254		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注2）資産の助言の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

（注3）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

（注4）預金取引は、市場金利を勘案した利率が適用されております。

（注5）信託報酬は、一般的取引条件を勘案した料率が適用されております。

（1株当たり情報）

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	1,131,682円58銭	1,254,132円02銭
1株当たり当期純利益金額	195,251円97銭	213,583円46銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第29期 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	第30期 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益	4,686,047千円	5,126,003千円
普通株主に帰属しない金額	―	―
普通株式に係る当期純利益	4,686,047千円	5,126,003千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

（注3）「会計方針の変更」に記載の通り、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が5,718円34銭増加し、1株当たり当期純利益金額が258円46銭増加しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

(1) 定款の変更等

平成25年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

・公告の方法の変更（電子公告（ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。）に変更）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

a. 名称

株式会社りそな銀行

b. 資本金の額

平成27年3月末日現在　279,928百万円

c. 事業の内容

日本において銀行業務および信託業務を営んでおります。

(2)販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

名　　称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
カブドットコム証券株式会社	7,196	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
マネックス証券株式会社	12,200	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は平成27年3月末日現在

(3)投資顧問会社

a. 名称

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社

b. 資本金の額

平成27年3月末日現在　　200百万円

c. 事業の内容

日本において投資顧問業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

(1)委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分

(2)信託財産の計算

(3)信託財産に関する報告書の作成

(4)その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

(1)募集の取扱いおよび販売

(2)追加設定の申込事務

(3)信託契約の一部解約事務

(4)受益者に対する収益分配金、一部解約金および償還金の支払い

(5)受益者に対する収益分配金の再投資

(6)受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付

(7)その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社は、委託会社との投資顧問契約に基づき、当ファンドの信託財産について運用助言を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。

第３【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成26年7月14日
有価証券届出書	平成26年7月14日
有価証券届出書の訂正届出書	平成27年1月14日
半期報告書	平成27年1月14日

独立監査人の監査報告書

平成２７年６月５日

ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山内　正彦　印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　山野　浩　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第３０期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社の平成２７年３月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成２７年5月２７日

ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社
取 締 役 会　 御 中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐々木　貴司　印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	和　田　　渉　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているネット証券専用ファンドシリーズ　新興国中小型株ファンドの平成２６年４月１５日から平成２７年４月１３日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ネット証券専用ファンドシリーズ　新興国中小型株ファンドの平成２７年４月１３日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

※　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

※　ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。